

京都市男女共同参画センターへの自動販売機設置（エリア１）仕様書

京都市文化市民局共生社会推進室が行う京都市男女共同参画センターにおける自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に係る仕様を以下のとおり定めます。

１ 設置目的

災害発生時に無償で飲料を提供することのほか、施設利用者の利便性の向上と使用料の増収を図ることを目的に京都市男女共同参画センターに自動販売機を設置します。

２ 設置条件等

（１）設置場所、台数、寸法上限、最低使用料等

設置場所：京都市中京区東洞院通六角下る御射山町２６２番地（別紙「設置場所」参照）

設置 番号	場所及び寸法上限	台数	最低使用料 (税込み)
①	寸 法：W100cm×D85cm×H190cm 地下1階	1台	80万円 (2台分合計)
②	寸 法：W100cm×D85cm×H190cm 4階	1台	

※寸法には、使用電力計測用の子メーター設置寸法及び空容器の回収箱設置場所を含みません。

※応募者は、全ての自動販売機を一括応募することとします。

（２）空容器回収箱

ア 設置事業者は、設置する自動販売機に併設して空容器の回収箱を設置しなければなりません。

イ 空容器の回収箱は、容器の種類ごとに分別可能なものとし、満杯にならないように適切に回収し、回収した容器は関係法令等に基づき適切にリサイクルしてください。

ウ 回収箱の形式に指定はありませんが、共生社会推進室と事前協議のうえ設置してください。

（３）取扱商品及び販売価格

ア 取扱商品

缶、ペットボトル等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は行わないこととします。

イ 販売価格

標準販売価格（定価）としてください。

（４）設置機種等

インドア型（缶、びん、ペットボトル式）の飲料用自動販売機 ２台

ア 災害救助ベンダー

災害発生時に自動販売機の飲料を無償で提供することを前提とした機器とし、災害発生時に本市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供していただきます。災害発生時には電気が供給されない状況であっても使用（対応）できる自動販売機としてください。

なお、設置機種については、「災害救助ベンダー」の指定機種でなくても、災害発生時には電気が供給されない状況においても飲料の提供が可能であるなど、同様の機能を有する機種であれば設置可能とします。

イ ユニバーサルデザイン

誰にでも使用しやすいユニバーサルデザインの自動販売機としてください。

ウ 環境対策

消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機や、二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、開所時間外や閉所日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた自動販売機としてください。

エ 電気子メーター

設置事業者は、設置するすべての自動販売機に使用電力計測用の電気子メーターを設置してください。

(5) 意匠

自動販売機の意匠については、事前に共生社会推進室に提示したうえで承諾を得てください。

(6) 耐震対策等

自動販売機を設置するに当たっては、できる限り施設の躯体に負担が掛からない方法で耐震対策（転倒防止策）を施すなど、安全に設置してください。

なお、設置に当たり必要となる工事等に要する一切の経費は、設置事業者の負担となります。

(7) 衛生管理等

衛生管理、感染症対策等については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ってください。

(8) 緊急連絡先の表示

設置事業者は、設置する全ての自動販売機に、故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、全て設置事業者の責任において対応してください。

(9) 維持管理等

ア フルオペレーション

設置事業者においては、自動販売機の設置から商品補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期的点検並びに自動販売機内部・外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。

イ 作業時間等

作業内容、作業時間等については、事前に共生社会推進室と協議のうえ、施設業務に支障を来すことがないように十分に注意して行ってください。

(10) 機器の変更等

設置した自動販売機の機種の変更等を行う場合は、あらかじめ共生社会推進室に申し出たうえで承諾を得てください。

3 応募資格要件

次の（１）又は（２）のいずれかに該当する方は、設置事業者に応募することができます。

- （１）京都市競争入札参加有資格者名簿に登録し、かつ、次に掲げる資格を有している方
- ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（設置事業者自らが管理・運営するものに限る。）について 3年以上の実績を有していること
 - イ 「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること
 - ウ 京都市税、水道料金及び下水道料金を滞納していないこと
- （２）京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、次に掲げる資格を有し、かつ、**自己を証明する書類（注）**を提出する方
- ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について 3年以上の実績を有していること
 - イ 「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること
 - ウ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと
 - エ 地方自治法施行令 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当し、2 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと
 - オ 京都市税、水道料金及び下水道料金を滞納していないこと
 - カ 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者と認められる者でないこと
 - （ア）申出者又は応募者である個人及び法人の役員等（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。以下同じ。）が暴力団であるとき
 - （イ）申出者又は応募者の経営に暴力団が実質的に関与しているとき
 - （ウ）申出者又は応募者である個人又は法人の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしているとき

（注）自己を証明する書類

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、申込に当たって、一部の方を除いて※下記の書類の御提出が必要です。

＜申出者又は応募者が個人であるとき＞

- ・印鑑登録証明書（申出日又は応募日から 3 か月以内に発行されたもの）
- ・誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第 1 号様式）

＜申出者又は応募者が法人であるとき＞

- ・登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）（申出日又は応募日から 3 か月以内に発行されたもの）
- ・誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第 1 号様式）

※ 自己を証明する書類の提出を免除する方

- 1 国内証券取引所上場企業
- 2 法に基づき、国や地方公共団体から免許、許可を得て営業を行う企業及び国や地方公共団体から免許、許可を得て設立される法人
- 3 その企業実態について、特別の事情により、上記 1 及び 2 に準じて、本市の契約相手方として足りる信頼性があると認められるもの

上記に該当しない方は、必ず「自己を証明する書類」を御提出ください。

4 募集条件等

(1) 設置期間

設置事業者に対する使用許可の期間は、令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までの1年間とします。

なお、令和9年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の条件を変更しないことを前提として、最長2年を限度に、引き続き使用許可を更新することとします。

(2) 使用料

ア 応募価格（提案使用料）

応募申込書の該当欄に、応募価格（提案使用料）として、年間の使用料を百円単位で記入してください。

イ 使用料の納入

（ア）本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期日までに当該年度の年額使用料を納入してください。

（イ）本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は、使用許可を取り消します。

なお、この場合においては、自動販売機の撤去に要する経費、その他一切の経費は設置事業者の負担となります。

ウ 更新後の使用料

翌年度以降の使用料については、本市の算定基準により年度ごとに算定した最低使用料額と提案金額を比較し、より高い金額を使用料とします。

(3) 必要経費

ア 自動販売機の設置、撤去及び原状回復

自動販売機の設置、撤去及び原状回復は設置事業者自らの責任で行い、これらに要する費用等の一切は、設置事業者の負担とします。

イ 電気料

（ア）自動販売機の運転に必要な電気料は、自動販売機に設置する電気子メーターの検針に基づき設置事業者の実費負担とします。

（イ）電気料金は、設置施設の管理運営を行う指定管理者の指示に基づき、四半期ごとに本市が指定する期日までに納入してください。

(4) 遵守事項等

ア 募集条件等を遵守し、使用料及び必要経費についてもそれぞれの期限までに確実に納入してください。

イ 本件の自動販売機設置の権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止します。

ウ 許可当たりの単年度の使用料が50万円を超える場合は、使用許可の申請又は借受けの申込みの際に保証人予定者を内申いただき、次の資格要件を満たしていることが証明できる書類を添えて御提出ください^{※1}。使用許可後に設置事業者及び保証人の署名又は記名等^{※2}のある標準保証書を御提出ください。

<保証人の資格要件>

保証人は、次に掲げるいずれの資格も満たす者でなければならない。

1 日本国内に住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所）を有すること（可能な限り本市又は本市に隣接する市町村の区域内に住所を有すること）。

2 使用料の年額の5倍以上の年間所得又はこれに相当する固定資産評価額の不動産を有すること。

※1 保証人を立てることが困難な場合は、使用料（年額）の1／4の保証金を納付してください。

※2 法人の場合は代表者印（丸印）、個人の場合は運転免許証等の本人確認書類を求めます。

エ その他定めのない事項については、協議のうえ決定します。

5 応募申込手続等

（1）申込方法

ア 郵送による場合

（ア）受付期間

令和8年1月30日（金）～令和8年2月12日（木）午後5時（必着）

（イ）送付先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池下る上本能寺前町488番地 市役所分庁舎地下1階

京都市文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当 まで

（ウ）送付方法

書留郵便で送付してください。

なお、郵便不着の場合は、応募がなかったものとみなします。

イ 持参による場合

（ア）受付期間

令和8年1月30日（金）～令和8年2月12日（木）午後5時

午前9時～正午、午後1時～午後5時（土、日曜日、祝日を除く。）に御持参ください。

（イ）提出先

京都市中京区寺町通御池下る上本能寺前町488番地 市役所分庁舎地下1階

京都市文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当 まで

（2）必要書類（各1部）

ア 応募申込書 様式1

イ 販売予定品目（自動販売機用）

ウ 設置予定機器等の仕様が分かる資料

} 様式は任意です。

（3）応募に当たっての注意

ア 上記以外による受付（電話、電子メール、ファックス等）は行いません。

イ 受付時間を過ぎた場合は、一切受け付けません。

ウ 応募申込書への金額の記載は、アラビア数字（0、1、2・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

エ 使用する通貨単位は、日本国通貨（「円」）に限ります。

オ 提出済みの応募申込書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

カ 書類の記入は、ボールペンで行ってください。（いわゆる消えるインクのボールペンは不可）

キ 次のいずれかに該当する応募は、無効とします。

- (ア) 指定された応募申込書以外で応募したとき
 - (イ) 1社(者)で2枚以上の応募申込書を提出したとき(すべて無効)
 - (ウ) 応募価格の記載に訂正があるとき(訂正印も不可)
 - (エ) 主要事項の記載が明確でないとき、又は漏れているとき
 - (オ) 訂正容易な筆記用具により応募申込書が記入されているとき
 - (カ) 応募価格以外の文字、数字を訂正した場合において、訂正印の押印がされていないとき
 - (キ) 応募者が協定して応募したとき、その他応募に際し不正の行為があったと認められるとき
 - (ク) その他応募に関する条件に違反したとき
- ク 提出された書類の返却は行いません。
- ケ 応募申込書の様式は、京都市情報館「入札・公募型プロポーザル情報」(文化市民局)のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-4-0-0-0-0-0-0-0.html>

(4) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

- ア 指定の日時までに応募書類等を提出しなかったもの
- イ 応募者の署名又は記名押印がないもの
- ウ 他の応募者の応募を掛け持ちしたときは、その全部のもの
- エ 応募価格(提案使用料)又は応募者の氏名その他の主要な部分が識別し難いもの
- オ 応募者による訂正印のない応募価格(提案使用料)以外の文字、数字の訂正、削除、挿入等があるもの
- カ 設置事業者の決定に関し不正な行為を行ったもの
- キ その他この要項の条件等に違反したもの

6 質問及び回答

本件に関する質問があれば、質問書(様式任意)により、電子メールで送信してください。

(1) 受付期間

令和8年1月30日(金)～令和8年2月5日(木)午後5時

(2) メールアドレス

danjo@city.kyoto.lg.jp

(3) 質問に対する回答

質問を収受した日の翌日から起算して3営業日以内(予定)に、京都市情報館「入札・公募型プロポーザル情報」(文化市民局)のホームページに掲載します。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-4-0-0-0-0-0-0-0.html>

(4) その他

- ア 電子メール以外での質問には、一切応じることはできません。
- イ 応募内容、審査等に関する問合せには一切応じることはできません。

7 設置事業者の決定

(1) 決定方法

- ア 提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで、「3 応募資格要件」を満たす者のう

ち、応募価格（提案使用料）が「2 設置条件等」で本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を設置事業者に決定します。

イ 上記の最高金額である応募者が2人以上あった場合は、当該応募者の立会いの下、くじにより決定します。

（２）決定日

令和8年2月20日（金）頃（予定）

（３）決定後の通知及び公表

決定後、各応募者へ決定された設置事業者名及び決定金額を通知します。

また、京都市情報館「入札・公募型プロポーザル情報」（文化市民局）のホームページにおいて、決定された設置事業者が法人か個人かの区分と決定額を掲載します。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-4-0-0-0-0-0-0-0.html>

8 使用許可申請手続

設置事業者に決定した者は、以下の手続を行ってください。

（１）行政財産使用許可申請の提出

本市指定の様式により、行政財産使用許可申請を行ってください。

（２）設置する機器等の資料

図面等、設置する自動販売機の仕様が分かる資料等を御提出ください。

9 設置事業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定を取り消します。

- （１）正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可の手続に応じなかった場合
- （２）設置事業者の決定後、「3 応募資格要件」を満たさなくなった場合
- （３）その他本市が行政財産使用許可の相手方として不適当と認めた場合

10 その他

- （１）4－（３）に記載する必要経費のほか、応募、質問及び行政財産使用許可の手続に要する一切の費用は、設置事業者で御負担いただきます。
- （２）設置事業者には、自動販売機の設置後、本市が指定する様式により毎月の販売実績を報告していただきます。
- （３）設置事業者の決定後、当該事業者が辞退の意向を示した場合
 - ア 当該事業者へ損害賠償請求を行うことがあります。
 - イ 当該事業者の決定を取消したうえで、次点の者を繰り上げて新たな設置事業者とするか、再公募を行うことがあります。

参 考

1 京都市男女共同参画センター開所時間等

開所時間： 月 ～ 土 午前9時～午後9時

日曜日・祝日 午前9時～午後5時

休 館 日： 毎週水曜日、12月29日～1月3日

2 入館者数

令和6年度 297,487人

令和5年度 347,308人

令和4年度 325,812人

3 販売実績

令和6年度 地下1階 3,167本、4階 4,991本

令和5年度 地下1階 3,117本、4階 4,626本

令和4年度 地下1階 3,041本、4階 4,731本

自動販売機の設置場所

○地下1階



○4階



令和 年 月 日

(宛先) 京 都 市 長

応 募 申 込 書

京都市男女共同参画センターへの自動販売機設置事業者募集要項（以下「募集要項」という。）を確認のうえ同意し、京都市男女共同参画センターにおける自動販売機設置事業者の応募について、次のとおり申し込みます。

なお、募集要項に規定する応募資格要件に違反していないとともに、京都市税、水道料金及び下水道料金の滞納がないことを誓約します。

また、設置事業者として決定された場合は、各応募者へ氏名・名称及び決定金額が通知されるとともに、個人・法人の別と決定金額が公表されることを承諾します。

氏 名 ・ 名 称 及 び 代 表 者 名	印								
住 所 ・ 所 在 地	〒 ー								
担当部署・担当者 氏 名 ・ 連 絡 先	(担当部署) (氏 名) (連 絡 先) ー ー								
応 募 価 格 (提 案 使 用 料) ※税込金額を記載	全ての自動販売機 の合計提案使用料	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

- 【注意事項】
- 1 一度応募された応募申込書の引換え、変更又は取消しはできません。

2 書き損じたときは、訂正をせずに、新しい応募用紙に記載してください。

3 応募金額は、アラビア数字で右詰めで記載し、頭部に「¥」を付けてください。
- 【添付書類】
- 1 自己を証明する書類（京都市競争入札参加資格者名簿に登録されていない方）

2 販売予定品目

3 設置予定機器等の仕様が分かる資料

4 その他参考資料（)